

質 疑 応 答 書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	提出日を記入してください。
2		自家発補給電力の契約はありますか。	自家発補給電力の契約はありません。
3		契約期間中に増設工事等により、契約電力が 500kW 以上の協議制となる予定はございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となつた場合は契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	契約電力の変更の予定はありません。
4		予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備電力の契約はありません。
5		弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では料金算定期間の翌月末日ま(で)を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
6		請求書発行について、弊社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
7		送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月 1 日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	送電開始日は令和 8 年 4 月 1 日、検針日は原則毎月 1 日です。
8		電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があつても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
9		電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。（電気料金の支払いを複数に分けて行うことはありません。）
10		自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申	自動検針装置が設置されています。

		込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	
1 1		仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
1 2		入札書と内訳書について、割印、ホッチキス留めなど指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要がありますでしょうか。	入札説明書に記載するものほか、指定はありません。郵送提出の場合は、入札説明書の入札書等の提出について(郵送の場合)のとおり封入し配達証明付書留郵便にて郵送してください。
1 3		入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	入札付属書(入札書積算内訳)の(注)3に記載のとおりです。 入札説明書9(3)エ(注)2記載のとおりです。 入札説明書9(3)エ(注)2記載のとおりです。 入札付属書(入札書積算内訳)の(注)6に記載のとおりです。
1 4		弊社が落札した場合、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、独自の算定方法に基づき、燃料費等調整を実施することはできません。
1 5		弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費調整額の算定緒元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定緒元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定緒元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりです。 契約書に記載のない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議により決定します。
1 6		燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりです。
1 7		落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が1者の場合は開札日に落札者を決定します。落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日(市の休日でない日)にくじ引きにより落札者(落札者となる

			べき者)を決定します。開札結果の公表は落札決定後、広島市ホームページのより行います。
1 8		入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	電気料金の算定は、契約書第10条第1項に記載のとおり、同条第2項から第4項に従って算定した基本料金及び電力量料金の合計から、割引がある場合はこれを引いた金額を電気料金とし、当該電気料金に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額を電気料金としてください。再生可能エネルギー発電促進賦課金及び契約単価は、お見込みのとおりです。
1 9		落札後、またはご契約中に、一般送配電気事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電力量料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがあります。この上乗せ分はすべて一般送配電気事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかつたものについては、影響が及びうる事項につき、変更協議をすることは可能です。
2 0		複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
2 1		計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	問題ありません。
2 2		落札者が決まらず2回目以降の入札が入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要がありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。
2 3		契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただることは可能でしょうか。	入札説明書に記載のとおり、落札決定した日から土日・祝日を含めて5日以内の日付で契約書を取り交わします。 なお、契約書用紙は本市が交付します。
2 4		発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」	問題ありません。 ただし、燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項

		<p>と記載される形となります。問題ございませんでしょうか。</p> <p>市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。</p> <p>自動検針装置による遠隔自動検針は可能な状態でしょうか。</p>	<p>に記載のとおりであり、契約締結後、協議上、定めることになります。</p> <p>電力料金の算定については契約書第10条に記載のとおり不可となります。</p> <p>自動検針装置は設置されており、遠隔自動検針は可能です。</p>
25			
26			

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。